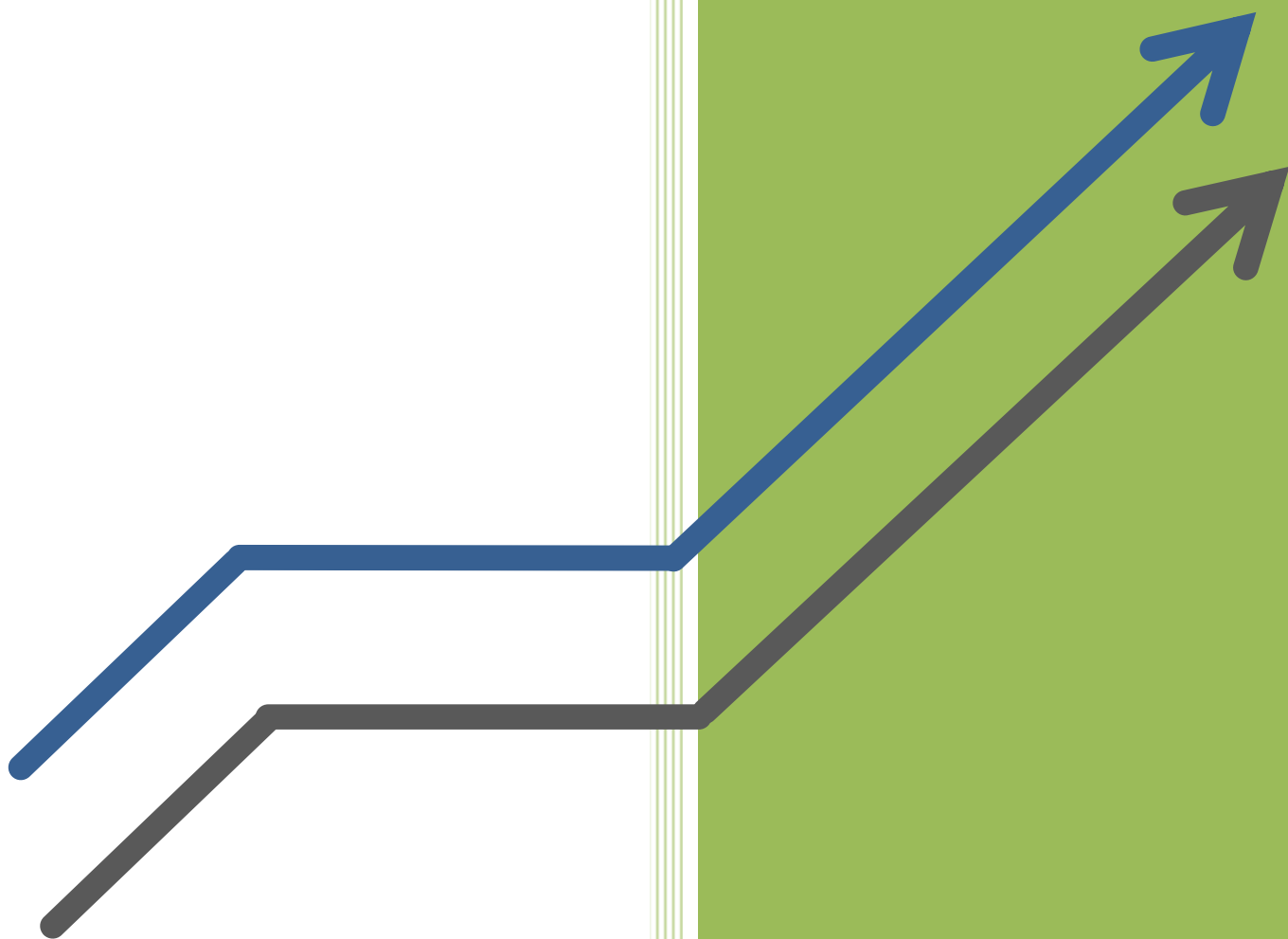


平成 2 6 年度～平成 2 7 年度

# 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する 事業実績報告書（案）



芦屋市

平成●●年●月

はじめに（作成中）

芦屋市長 山中 健

# 目 次

## I 体制

- 1 芦屋市における生活困窮者自立支援実施体制の構築背景
- 2 平成27年度体制
- 3 平成27年度の取り組み状況
- 4 相談体制の構築

## II 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

- 1 相談実績
  - (1) 総合相談窓口の相談分析
  - (2) 自立相談支援事業の相談分析
- 2 支援実績
  - (1) 相談支援
  - (2) 住居確保給付金
  - (3) 就労支援
- 3 成果と課題

## III 就労準備支援事業（任意事業）の実績

- 1 支援実績
- 2 社会資源の開拓
- 3 成果と課題

## IV 個別事例とその地域課題

- 事例1 『無職で食料品もない経済的困窮者への就労支援』
- 事例2 『社会的孤立からの脱却，社会参加支援』
- 事例3 『就労準備支援事業利用事例』

## V 事業推進体制

- 1 芦屋市生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム
- 2 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議
- 3 居場所づくりに関する専門部会
- 4 総合相談連絡会
- 5 事例検討会
- 6 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会の発足に向けた取組
- 7 総合相談窓口の関係図

## VI 芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題

## VII その他

- 1 広報啓発
- 2 近隣市との情報交換等
- 3 職員研修

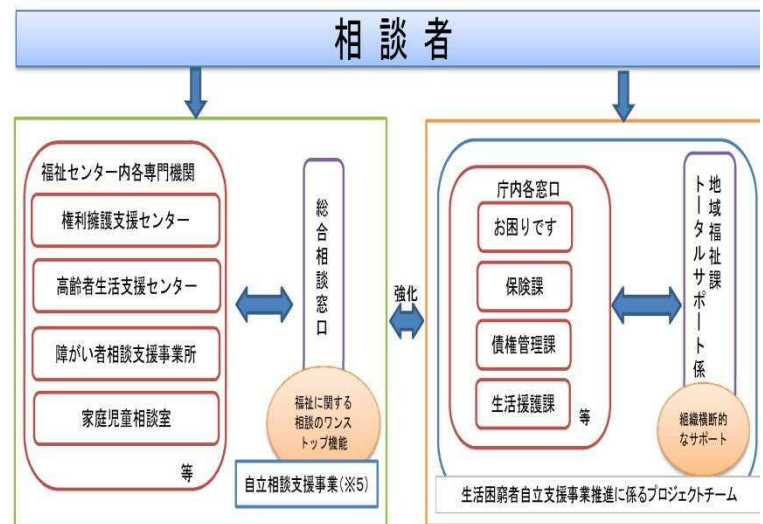
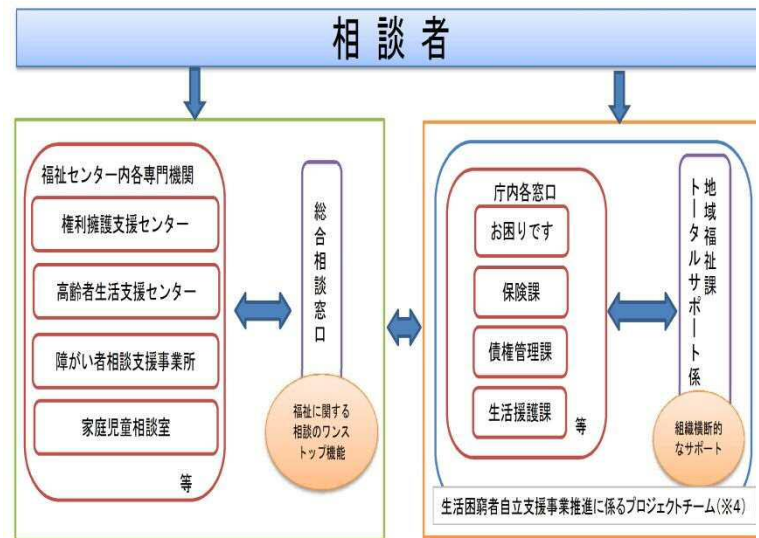
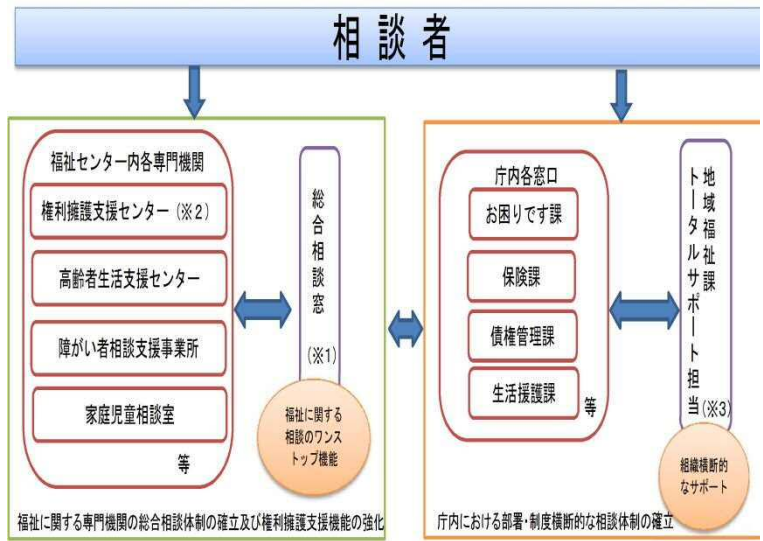
# I 体制

## 1 芦屋市における生活困窮者自立支援実施体制の構築背景

平成19年3月に策定した「芦屋市地域福祉計画」における基本方針のひとつ「福祉サービスの適切な利用の促進」を実現するための取組として、総合相談体制の確保や、権利擁護システムの整備を掲げていました。また、高齢者虐待事例等への対応をとおして「制度の狭間の人への支援」の課題が顕在化し、「多問題複合支援ニーズを抱えた世帯への支援体制強化」が求められていました。これらの背景から、平成22年度に、保健福祉センター内に、福祉に関する相談のワンストップ機能を担う「総合相談窓口」(※1)と、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う「芦屋市権利擁護支援センター」(※2)設置し、さらに平成23年度には、庁内の組織横断的な支援体制の確立に向け、福祉部地域福祉課に「トータルサポート担当(現トータルサポート係)」(※3)設置しました。

上記取組により、トータルサポート係が多問題複合支援ニーズを抱えた世帯の支援に関わる複数の機関の連携、調整、継続的支援等の組織横断的なサポートを行ってきた背景から、平成26年度には、トータルサポート係が事務局となり、庁内8部17課の職員で構成する、芦屋市生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム(以下、「PT」と言う。)(※4)を設置し、「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口・対応ガイドライン」の作成に取り組みました。(詳細は24ページに記載)

平成27年度の生活困窮者自立支援法施行に伴い、総合相談窓口对生活困窮者自立相談支援の機能を加え、PTで作成したガイドラインの活用により、様々な機関と連携した支援をより一層充実しました。



## 2 平成27年度体制

芦屋市では、生活困窮者自立支援法に基づき、必須事業である「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」に加え、任意事業である「就労準備支援事業」を実施しています。実施体制は以下のとおりです。

### ●自立相談支援事業

#### <委託先>

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）

#### <窓口設置場所>

芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口

#### <人員体制>

- ・主任相談支援員 1名
- ・相談支援員 1名
- ・就労支援員 1名（※相談支援員が兼務）

### ●住居確保給付金

#### <所管課>

芦屋市福祉部地域福祉課

### ●就労準備支援事業

#### <委託先>

社会福祉法人 三田谷治療教育院

#### <相談員配置場所>

保健福祉センター 1階 阪神南障害者就業・生活支援センター

#### <人員体制>

- ・就労準備支援担当者 1名

## 3 平成27年度の取組状況

### ① 前期（H27.4.1～H27.9.30）

- ・（周知）… 自立相談支援事業を実施することにより、既設の「総合相談窓口」の機能が強化されたことを「社協だより」に掲載するとともに、社協関係者や地域関係者の研修会等で本制度の説明を行い、周知に努めました。
- ・（連携）… 他機関の広報紙においても「総合相談窓口」を周知するとともに、芦屋市役所の窓口において市税等の納付相談があった場合には「総合相談窓口」を紹介するなど連携が進んでいます。

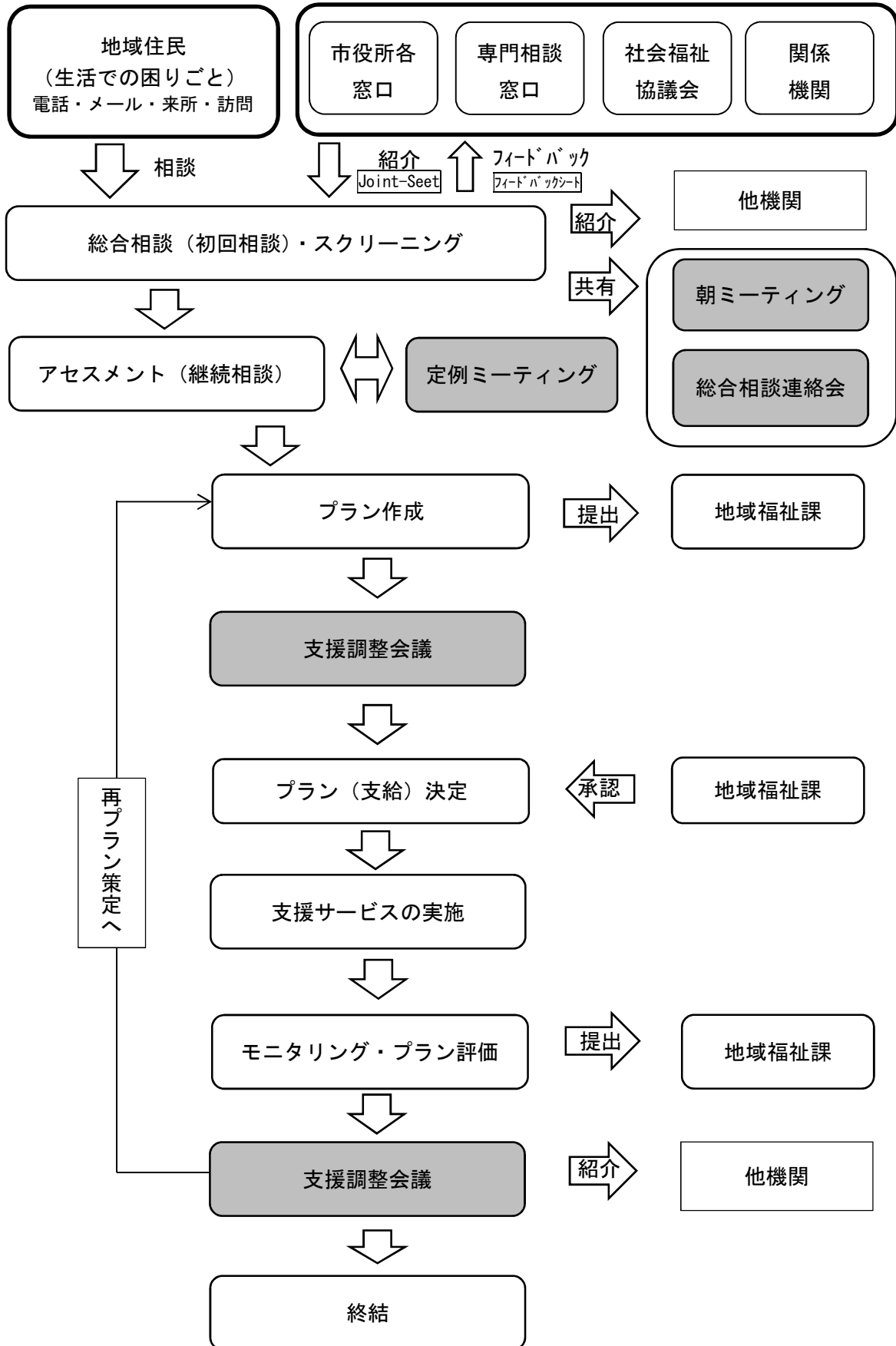
- ・（内部システム構築）…「総合相談窓口」担当者の技量を高めるとともに、孤立しないよう、毎朝、社協（地域担当）の全職員で申し送りを行い、情報共有に努めています。

② 後 期 （H27.10.1～H28.3.31）

- ・（周 知）… 年度末に開催した「権利擁護フォーラム」において、1年間を振り返り、生活困窮者自立支援制度の事業報告を行いました。
- ・（連 携）… 市及び市内関係機関の連携に加え、近隣市町の事業実施機関との情報交換会を行いました。
- ・（内部システム構築）…月2回「総合相談窓口」担当者の定例ミーティングを行い、ケースの共有とスクリーニングの再確認を始め、また、担当者の技量・知識を高めるため、隔月に学識経験者を招き関係機関との事例検討会を隔月で開始しました。

4 相談体制の構築（相談・支援のフロー・各会議体の役割）

①相談支援対応フロー 【図表 1-1】



②各会議体の役割

【図1-2】

会議名	参加者	開催頻度	機能・役割
朝ミーティング	総合相談窓口, 社協（地域担当）	毎日	当日の予定確認と前日の相談 内容・対応等共有
定例ミーティング	総合相談窓口	月2回	① ケースの進捗確認 ② スクリーニングの再点検
支援調整会議 （制度利用有）	本人，総合相談口， 地域福祉課，関係機関	随時	プランや各機関の役割確認， またはプランの評価
支援調整会議 （制度利用無）	総合相談窓口， 地域福祉課	随時	プランの確認・プランの評価
事例検討会	学識経験者， 総合相談窓口， 地域福祉課， 就労準備支援事業， 社協（地域担当）	年6回	ケースの支援方法等で行き詰 った場合に，学識経験者から の助言をいただく
総合相談連絡会 事前打ち合わせ会 議	総合相談窓口， 地域福祉課， 福祉センター	月1回	自立相談支援事業の進捗確認 や会議体の運営のため，下記 の通り協議・検討する ① 総合相談窓口の相談内容 共有 ② 相談内容の傾向分析 ③ 連絡会の進め方・進捗管理
総合相談連絡会	総合相談窓口， 地域福祉課， 福祉センター， 福祉センター内 各種相談窓口 （8機関）， アサガオ	月1回	顔の見える関係づくりと下記 の機能を通じて，総合相談窓 口の役割を周知する ① 総合相談窓口相談共有 ② つなぎ後の進捗確認 ③ 継続ケースの進捗報告



## Ⅱ 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

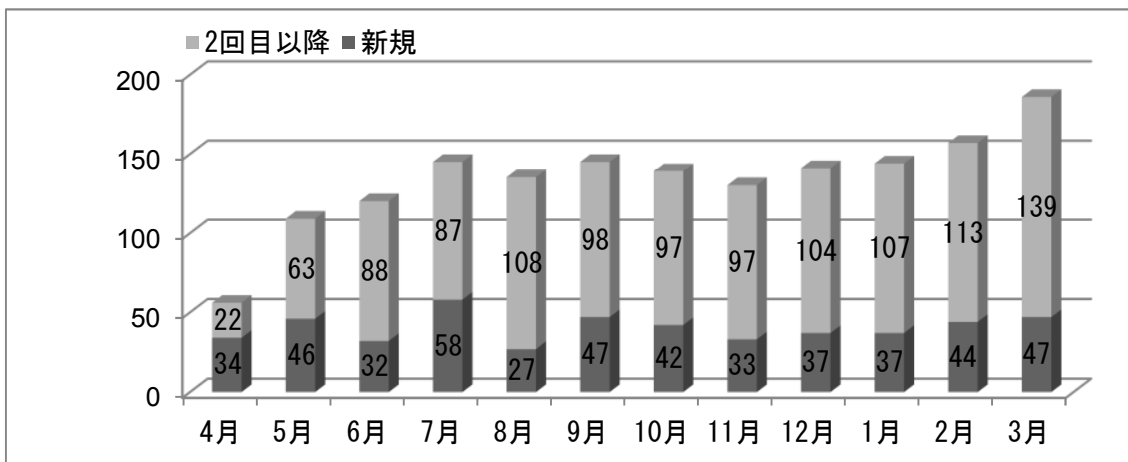
芦屋市では、前述のとおり、福祉センター内に設置している、福祉に関する相談のワンストップ機能を担う「総合相談窓口」に、平成27年度の生活困窮者自立支援制度の開始とともに自立相談支援事業の機能を加え、「相談窓口」の機能強化を図りました。

機能としては、これまでの総合相談の機能（各種専門相談機関につなぐ）と自立相談支援事業の機能があります。

### 1 相談実績

#### (1) 総合相談窓口の相談分析

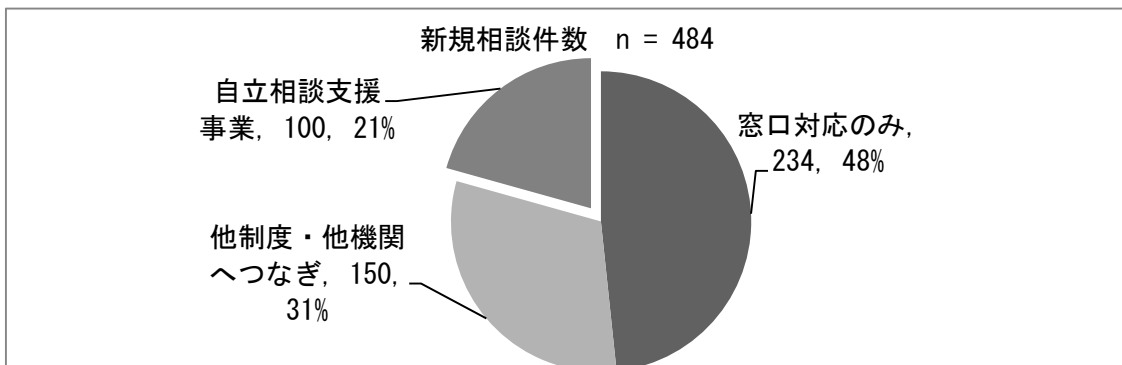
##### ①相談件数 【図表2-1】



前年度（平成26年度）の相談件数は月平均16件でありましたが、自立相談支援事業が始まった今年度は、前年度に比べ、約10倍に増えています。

また、7月には「総合相談窓口」の特集記事を掲載した「福祉センターだより」が全戸配布されたことや、福祉推進委員に対し生活困窮者自立支援制度の説明会を行ったことにより相談件数が増加しており、年度末には、新規と2回目以降を合わせた相談件数が186件になっています。

##### ②新規相談におけるスクリーニング状況 【図表2-2】

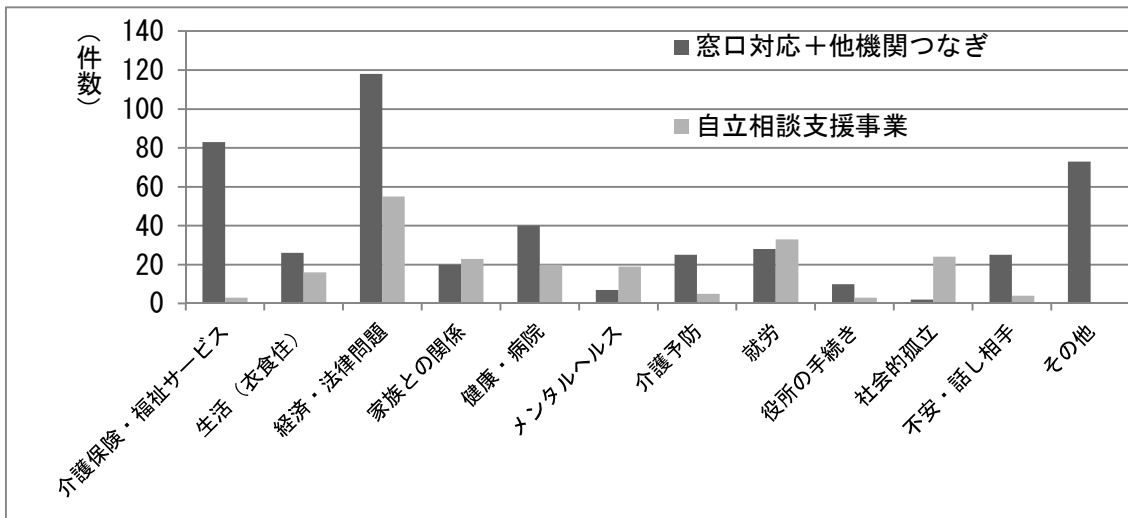


「窓口対応のみ」では、制度（介護保険や福祉サービス）の利用に関する説明や民間サービスの紹介、傾聴等、「他制度、他機関へのつなぎ」では、社協の貸付や高齢者生活支援

センター・健康福祉事務所等へのつながりが主な対応となっています。また「自立相談支援事業」として、継続支援を行うケースは100件です。

③総合相談窓口と自立相談支援事業における初回相談内容（重複あり）

【図表 2-3】

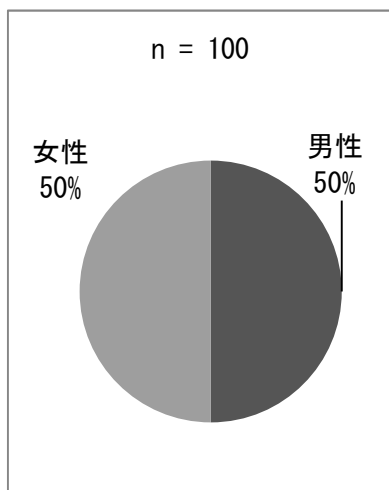


「窓口対応+他機関つなぎ」では、介護保険や福祉サービス、経済問題等に関する相談が多く、福祉サービスや、経済問題の解決手法として貸付の紹介を行っています。一方、「自立相談支援事業」では、経済面・就労に関する相談、そして社会的孤立（ひきこもり）に関する相談が多くなっています。

(2) 自立相談支援事業の相談分析

①性別

【図表 2-4】



【図表 2-5 主な困りごと種別】

困りごと	社会的孤立	離職（無職）	家計	家族関係	疾病	合計
男性	19	18	12	1	0	50
女性	9	13	25	2	1	50
合計	28	31	37	3	1	100

【図表 2-6 年代別】

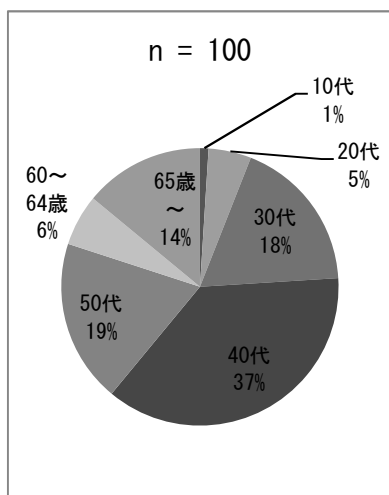
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上	合計
男性	0	3	11	22	8	4	2	50
女性	1	2	7	15	11	2	12	50
合計	1	5	18	37	19	6	14	100

男女比は、同数であったが、男性の場合は社会的孤立（ひきこもり）や離職（無職）が多く、女性は、一人親世帯や65歳以上の高齢者から、家計や離職に関する相談が多くあり

ました。

## ②年代別

【図表 2-7】



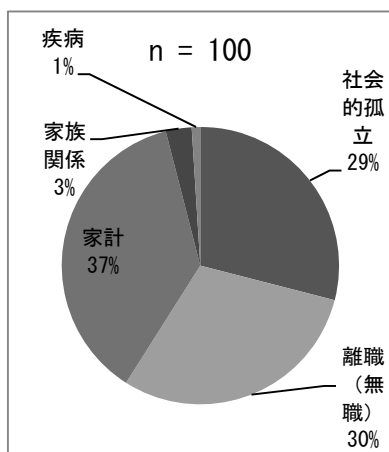
【図表 2-8 各地区の状況】

地区別 年代別	精道	潮見	東山手	西山手	不明	合計
10代	1	0	0	0	0	1
20代	2	3	0	0	0	5
30代	7	7	3	1	0	18
40代	16	13	5	3	0	37
50代	8	4	5	1	1	19
60~64歳	2	2	2	0	0	6
65歳以上	6	3	2	3	0	14
合計	42	32	17	8	1	100

自立相談支援事業では、いずれの地区も40代の相談が最も多く、西山手地区では65歳以上の相談が多い傾向にあります。

## ③主な困りごと種別

【図表 2-9】



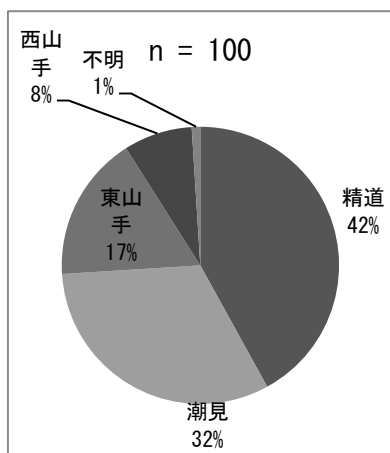
【図表 2-10 年代別の状況】

年代 困りごと	10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上	合計
社会的孤立	0	3	8	10	8	0	0	29
離職(無職)	1	0	6	14	7	2	0	30
家計	0	1	3	12	4	4	13	37
家族関係	0	1	1	0	0	0	1	3
疾病	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	1	5	18	37	19	6	14	100

家計の相談では、65歳以上の高齢者が13人(35%)と一番多く、要因としては、退職後も就労していた時と変わらない生活スタイルによる家計バランスの乱れや疾病に伴う急な支出、また、認知症の疑いなどがありました。具体的な支援として、収支管理のための家計簿の作成や、認知症が疑われる場合は、福祉サービス利用援助事業の利用を勧めるとともに高齢者生活支援センターと連携し、継続して支援が受けられるように対応しました。また、相談の中で、家族が社会的に孤立していることが分かり、その家族の支援に行き着くこともありました。なお、社会的孤立に関する相談では、40歳以上が18人で62%を占めています。

#### ④地区別

【図表 2-1-1】



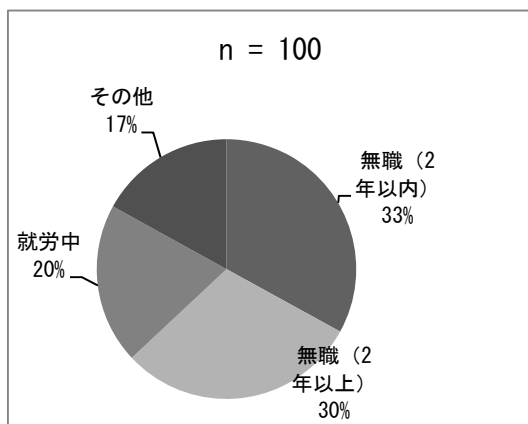
【図表 2-1-2 主な困りごと種別】

困りごと 地区	社会的 孤立	離職 (無職)	家計	家族 関係	疾病	合計
精道	11	15	16	0	0	42
潮見	11	8	10	2	1	32
東山手	5	6	6	0	0	17
西山手	1	1	5	1	0	8
不明	1	0	0	0	0	1
合計	29	30	37	3	1	100

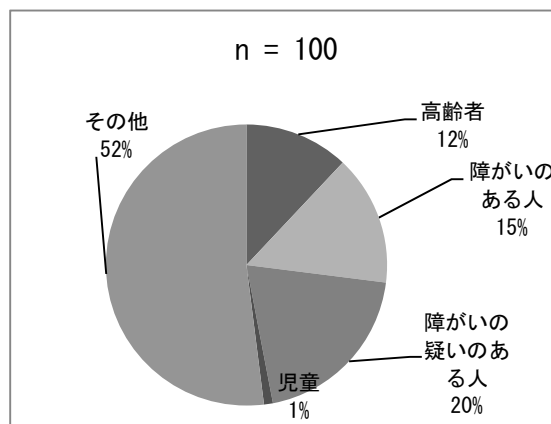
地区別では、「総合相談窓口」に近い精道地区や潮見地区の相談が多く、東山手地区や西山手地区ではメールによる相談もあります。潮見地区では社会的孤立に関する相談が多く、また、西山手地区では家計に関する内容が多くなっています。

#### ⑤就労状況・対象者

【図表 2-1-3 就労状況】



【図表 2-1-4 対象者】



【図表 2 - 1 5 就労状況・対象者】

就労状況	対象者区分					
	高齢者	障がいの ある人	障がいの疑 いのある人	児童	その他	合計
2年以内無職	0	8	5	1	19	33
2年以上無職（社会的孤立）	0	4	13	0	13	30
就労中	1	1	1	0	17	20
その他	11	2	1	0	3	17
合計	12	15	20	1	52	100

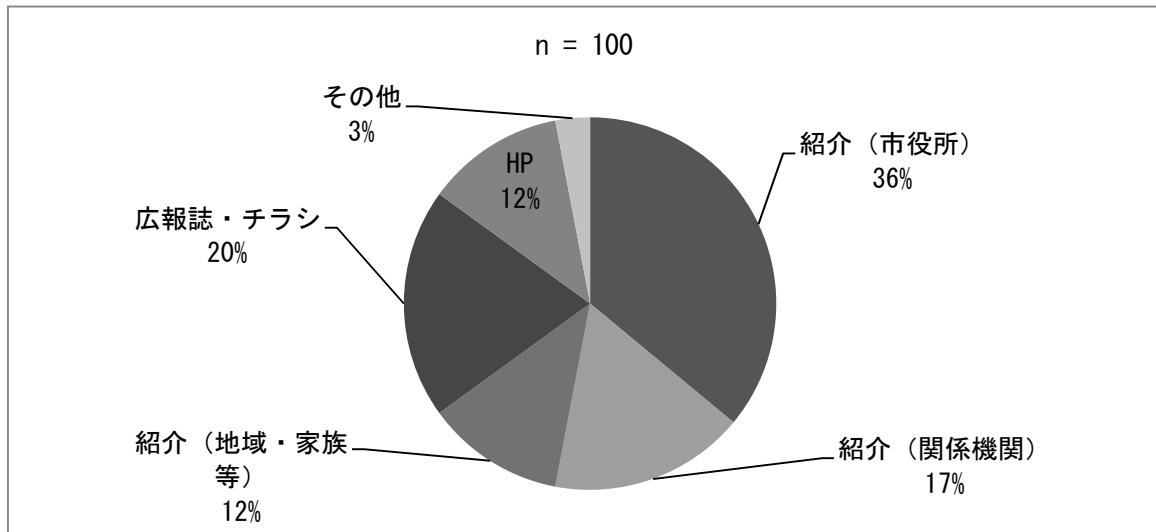
「2年以内無職」では、対象者区分の「その他」の人が多く、離職後の再就職支援や失業給付、傷病手当の申請支援を主に行っています。

一方、「2年以上無職（社会的孤立）」では、精神疾患や依存症、発達障がい等が疑われる場合が多く、保険証の取得手続きや、通院支援を行うこともあります。

また、就労状況の「その他」では、年金生活者や被扶養者が主であり、困りごとの内容は、「就労中」の人と同様、多重債務の返済、家計のやりくり等が多くなっています。

⑥相談経路

【図表 2 - 1 6】



【図表 2-17 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 地域・家族からの紹介	件数
生活援護課	13	高齢者生活支援センター	5	民生委員・福祉推進委員	7
お困りです課	5	社協	4	家族・知人	4
保険課	5	ケアマネジャー	3	市会議員	1
子育て推進課	4	障がい者相談支援センター	3	(C) 合計	12
地域福祉課	3	ハローワーク	1	(D) 自分から(広報誌等)	件数
障害福祉課	2	医療機関	1	広報誌・チラシを見て	20
高齢介護課	2			ホームページを見て	12
債権管理課	2			その他	3
(A) 合計	36	(B) 合計	17	(D) 合計	35

市役所から紹介されるケースが一番多く、市独自の紹介シート（Joint-Sheet）もあるため、福祉部局だけでなく、お困りです課や保険課などからの紹介もあります。

地域や家族からの紹介では、社会的孤立に関する困りごとが多い傾向にあり、本人への直接的なアプローチまでに時間を要しています。

なお、当初、多いと予想していた関係機関からの紹介が少ないので、今後の課題であります。

## 2 支援実績

### (1) 相談支援

#### ①相談支援の状況

【図表 3-1 平成27年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立相談件数	12	13	12	11	9	8	7	5	7	6	6	4	100
新規プラン作成件数	1	1	0	2	2	1	1	1	3	0	2	1	15
延長プラン作成件数	0	1	0	2	0	1	0	1	2	0	0	0	5
住居確保給付金（新規）	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
就労準備支援事業（新規）	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
自立相談支援事業による就労支援	0	1	0	0	0	1	1	1	3	0	1	0	8
生活福祉資金等による貸付	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	5
生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
就労者数	0	1	1	3	1	2	2	3	3	1	1	1	17
増収者数（就労者数除く）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2

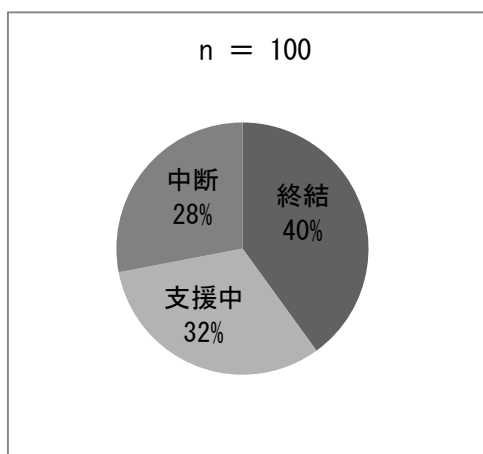
住居確保給付金や就労準備支援事業、貸付などの制度利用時は当然ながら、法的サービスを利用しないケースにおいても、下半期からはプラン作成につながりつつあります。社

会的孤立（ひきこもり）支援では、プラン作成に向けて関係性の構築に時間を掛けています。

また、就職などによる終結後も就労が定着できるよう支援するとともに負債・滞納返済にも継続的に関わっています。

## ②スクリーニング状況

【図表 3-2】



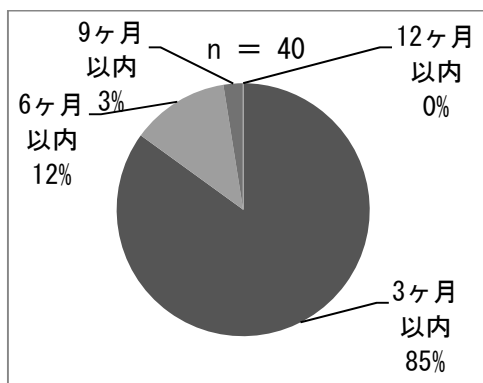
【図表 3-3 主な困りごと種別】

困りごと スクリーニング	社会的 孤立	無職	家計	家族 関係	疾病	合計
終結	8	17	13	2	0	40
支援中	15	6	10	0	1	32
中断	6	7	14	1	0	28
合計	29	30	37	3	1	100

平成28年3月末現在のスクリーニング状況では「終結」は40件であり、無職や家計に関する相談が多く、就労や家計改善、他機関へのつなぎを行いました。しかし、主な困りごとが解決し終結となったものの、就労後のフォローアップ（定着支援）や他の困りごとへの支援を引き続き行っていることも多くあります。また、「支援中」は社会的孤立（ひきこもり）に関することが多く支援が長期化しています。一方、「中断」では、家計相談の中で家計改善の提案や法テラスを勧めた後、連絡が取れなくなる場合が多くあります。

## ③終結までの支援期間

【図表 3-4】



【図表 3-5 解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	その他	合計
3ヶ月以内	13	11	5	4	33
6ヶ月以内	1	3	2	0	6
9ヶ月以内	0	1	0	0	1
12ヶ月以内	0	0	0	0	0
合計	14	11	7	4	40

終結までの支援期間は3ヶ月以内が33件で83%を占めており、集中的に支援し早期終結に努めています。支援終結に至るのは、「就労」による場合が一番多く、「家計改善」では、家計シュミレーション等でのやりくりの仕方や家族からの経済的援助を受けることで

改善した事例などがあります。

また、「他機関つなぎ」では、精神疾患のある人が病院につながり、障がいを受容し、障がい相談窓口につながるケースが主でした。なお、「その他」では自宅を引き払い、親や知人宅に引っ越したことにより生活が安定したケースなどがあります。

#### ④生活保護窓口（生活援護課）との連携

「総合相談窓口」で継続的に関わった人で生活保護を受給した件数は4件ですが、生活保護受給後も必要に応じて支援しており、うち3件は2ヶ月から6ヶ月の間に財産処分などの手続きを行い、生活保護の利用が終了しています。

#### (2) 住居確保給付金

家賃の支払いに関する相談は18件ありました。そのうち本事業の利用実績は3件あり、いずれも利用期間は3ヶ月間で、全ケースが3か月以内に就職することができました。利用に至らなかったケースの要因は、家主に失業したことが知られたくないことや書類を揃える手間、この他「ハローワーク」や「総合相談窓口」における定期的な面談への抵抗感などがあります。

#### (3) 就労支援

就労者数は13人(延べ17人：退職後再就職により)であり、転職支援等により2人が増収となりました。なお、就労・増収に該当する16人が、平成28年3月末に得た収入額は約1,000万円になっています。

なお、一般就労した13人が仮に生活保護制度の適用を受けていれば、約2,430万円の財政負担が発生していたこととなります。

また、就職した職種は、男性は運転手、警備、工場勤務、女性は販売業や飲食業、事務業務など多岐にわたっています。就労支援におきましては、本人のこれまでの職歴や資格、本人特性を活かし、ハローワークなどと連携して進めています。

### 3 成果と課題

#### (1) 成果

##### ①連携・周知について

本制度開始前から行政内外と連携システム作りが行われたことにより、行政からの紹介や連携が円滑に行われています。また、社協の特色である「地域とのつながり」を生かし、地域支援者への周知を図ることができました。

##### ②内部システムの構築について

「総合相談窓口」の担当者が孤立しないよう定期的な打ち合わせだけでなく、社協の地域担当の全職員が毎朝申し送りを行うシステムが構築できました。また、学識経験者を交えた事例検討会を実施することにより、担当者の技量・知識を高める環境が整いました。



## (2) 課 題

### ①周知・啓発について（潜在的な相談者をどうつなぐか）

広報紙を出した後は、一時的に相談件数は増加しますが、次第に減少傾向にあるため、定期的に広報・周知を行う必要があります。また、関係機関からの相談が少ないことから、医療・福祉の関係機関に対する重点的な周知が必要です。

### ②家計相談について（関係性の構築が難しい方への支援）

家計のやりくりに関する相談において、貸付など本制度対象外の場合、家計の改善提案をするが、支援の継続が困難な場合があります。また、家計を見直す中で、高額な家賃が原因の場合、年齢的に貸付が受けられない、既に家賃滞納がある、保証人がいない、ペットがいるなどの理由で転居できないことも多くあります。

### ③社会的孤立の状態にある人への支援について

社会的孤立の支援では、就労への自信を持たせる就労準備支援事業の利用支援に時間が掛かっています。当初、中間的就労の場が求められると考えていましたが、実際は社会的孤立の人が、自宅から一歩外に出る場や活躍できる場の創設といった地域づくり（出口づくり）が課題となっています。

### Ⅲ 就労準備支援事業（任意事業）の実績

#### <事業の実施目的>

一般就労から距離のある者に対して、一般就労可能な状態をめざし、最長1年の集中的な支援を実施し、一般就労可能な状態までのステップアップまで到達しなくとも、自己肯定感、自尊感情を徐々に回復し、自立という観点からのステップアップをはかります。

#### 1 支援実績

##### <支援プラン作成件数と内容>

就労準備支援プログラム(計画書・評価書)は対象者3人に3件を作成しました。

支援は、常に本人を中心としながら就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面での支援までも含めた、日常生活自立・社会生活自立・就労自立の3つの段階の内容になっています。必要に応じ、就職活動支援等も行い、自立相談支援事業と連携し、家族間調整等も実施しました。

##### <支援状況>

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他
A (50代 男性)	6ヶ月間	29	19	9	10	11
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2人世帯。 ・ 経路：高齢者生活支援センターから、同居の父親が入院したことで、キーパーソンの息子に支援が必要と思われる、との紹介。</li> <li>・ 10年程無職で、貯金の取り崩しで生活。貯金が底をつきそう。</li> <li>・ 主訴：働きたいが、自分に合った仕事のイメージがつかない。</li> </ul> <p>[支援経過] 支援期間6ヶ月の間、3.5ヶ月は連絡がとれない状態が続いた。その間は自宅訪問して置手紙をしたり、自宅マンションの管理人と連絡を取り合った。父親担当のケアマネージャーや権利擁護支援センターの職員との連携も図った。父親に必要な手続きを自分では適切に進めることができず、その手続きに同行することから支援に入ったが、本人の就職活動支援となると連絡がとれなくなることが多かった。その間、本人が選んだ数社に応募するもいずれも不採用だった。その後、手持ち金の減少や体調不良もあり、自立相談支援事業の支援を受け入れ始め、生活保護受給の手続きをとることになった。</p>					
B (40代 男性)	3.5ヶ月間	16	1	0	2	0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3人世帯。 ・ 経路：母親に促され、自ら総合相談窓口へ。</li> <li>・ 転職を繰り返す、半年前からひきこもり状態で、「働く」自信がない。</li> <li>・ 主訴：働いて、一人暮らしがしたい。</li> </ul> <p>[支援経過] 途絶えていた精神科通院の再開を優先した。並行して、生活リズムの確立・体力作りのための図書館利用を促し、その日課作りを話し合いながら作成した。その後、主治医より就職活動の許可が下り、作成した履歴書・職務経歴書持参でハローワークへ同行。ハローワークの『生活保護受給者等就労自立促進事業』の制度を活用し、応募1社目で希望職種の正社員に採用決定となった。</p>					
C (30代 女性)	1ヶ月間	7	6	0	2	3

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯。 ・経路：市役所生活援護課からの紹介。</li> <li>・大学卒業後，正社員で数か月就労。その後無職，うつ病の診断。</li> <li>・主訴：働きたいが，ブランクが長いので不安。</li> </ul>
<p>〔支援経過〕長年うつ病を患っていたが，主治医から就労しても良いと言われたので自分で生計を立てたい，と希望。就労の経験がほとんど無いため支援を受けたい，ということで，履歴書の作成，面接の練習，就職活動のスーツ購入・写真撮影に同行した。ハローワーク利用については「一人で行きます。」とこちらの同行は不要とのこと。その後，アルバイトが決定。</p>	

<就労準備支援事業未利用者 支援状況>

自立相談支援事業の相談で就労を希望し，就労準備支援事業利用には至らないが，支援を希望している利用者の支援状況

(年齢 性別)	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
D (40代 男性)	7	19	0	2	9	平成28年度就労準備支援事業利用
E (40代 男性)	8	0	0	0	0	
F (60代 男性)	13	14	11	3	12	一般就労（正社員）⇒転職
G (40代 男性)	4	0	0	0	0	
H (40代 男性)	9	0	0	1	7	
I (40代 男性)	22	18	0	7	20	A型事業所利用⇒定着支援
J (30代 男性)	1	1	0	0	0	他市へ転居
K (30代 男性)	2	0	0	0	0	
L (20代 男性)	2	0	0	0	0	平成28年度就労準備支援事業利用

## 2 社会資源の開拓

就労準備支援事業利用者等が、就労体験等に利用できる場の開拓を行いました。

### <ボランティア・見学・実習 可能事業所>

事業所名	所在地	内容
株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
あしや温泉	芦屋市	館内清掃
三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験（合宿も可）

## 3 成果と課題

### (1) 成果

#### ①連携・周知について

他機関より、他のサービスやつなぎ先、ボランティアや就労先の情報が得られました。また、就業支援団体連絡会（就労準備支援事業受託事業所が参加 実施自治体：箕面市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市）に参加することにより、就労準備支援事業の情報交換と共有を図ることが出来ました。

#### ②内部システム構築について

毎月1回の阪神南障害者就業・生活支援センターの支援員会議に参加することにより、利用者の情報の共有・障がいの疑いのある人に対する支援のアドバイスをもらいました。また、支援メニューとしての準備を進め、平成28年度よりグループセッション『ミント』の活用を図ることにつながりました。

### (2) 課題

#### ①多様な状態像に対応できる支援メニューの多様化について

生活困窮者が抱える課題は様々であり、直ちに就労することが困難な人については、既存の枠組みで就労支援を行うことは容易ではなく、本人の状態像に応じた多様な支援メニューの用意が必要であると共に、本人の居場所の必要性が緊急の課題となっています。（平成28年度から、グループセッション『ミント』の活用へ。）

#### ②社会的孤立の状態にある人への支援について

就労から距離のある人に対しての支援には、自立までの各ステップアップにかなりの時間が必要になります。最長1年の有期限のプログラムで就労の入口まで届かないケースもあります。

家族と同居することで、経済的に切実に困っていると感じにくい人に対してのアプローチの方法を検討する必要があります。今後、親亡き後の未就労世代の困窮が問題となると考えられます。

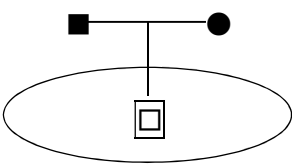
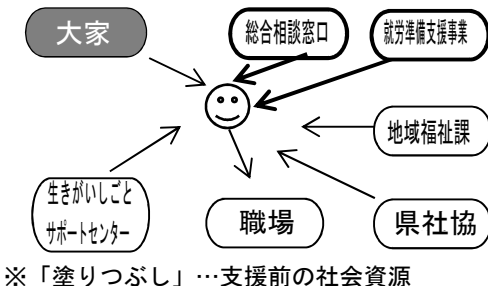
### ③就労準備支援事業の利用終了後の支援について

就労準備支援が必要な中には、ほとんど働いた経験が無い場合や障がい疑われるケースも多く、利用者の抱える課題は多様かつ深刻で、就労以前の課題を抱えている場合が多く見られます。そのため、単に就労機会を提供するだけでは、利用者が直面している経済的困窮や社会的孤立を解消することはできません。一般就労を達成した場合においても、それは支援のゴールではなく、その就労をいかに継続して日々の生活をいかに安定的に送っていくことができるかがその後の課題となります。制度の枠を超えて関係機関と連携して、伴走型の支援に取り組むことが重要です。

## IV 個別事例とその地域課題

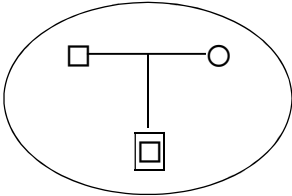
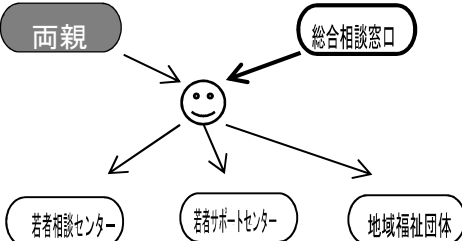
(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています)

### 事例1 『無職で食料品もない経済的困窮者への就労支援』

<p>●事例の概要</p> <p>60代単身男性Aさん。長年勤めた運送会社を解雇され、就職活動を行うが、失業給付受給中に新しく仕事を見つけることができなかった。月数万円の年金はパチンコに使い切ってしまう家賃を滞納。また住民税や国民健康保険料も滞納し、市役所へ市税等の分納を相談したところ、「総合相談窓口」を紹介された。</p>	
<p>●ジェノグラム</p> 	<p>●エコマップ</p> 
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃を滞納し、保証会社から退去を迫られている。</li> <li>・手持ち金がほとんどなく、食糧もない。</li> <li>・長年勤めたドライバーの仕事を強く希望され、他の職種まで広げて就職活動を行っていない。</li> <li>・食費を削ってでもパチンコに使ってしまう。</li> </ul>	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早急に食糧支援を行うとともに、新しい仕事が見つかるまでの間、家賃・生活費を確保する。(住居確保給付金、総合支援資金)</li> <li>・ドライバー以外の仕事にも視野を広げ、就労支援を行う。</li> <li>・必要な支払いや食料購入が確実にできるよう、当面、年金及び貸付金の入金日に訪問し、必要な金銭管理の支援を行う。</li> </ul>	
<p>●支援経過</p> <p>H27.4 市役所の債権管理課から紹介され、本人が総合相談窓口に来所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の困りごとについて聴き取りを行う。来所時には手持ち金も食料も底をついていたため、食糧支援団体(NPO法人)に食糧支援を要請。離職から2年以内であり、本人の就労意思があることから、住居確保給付金、臨時特</li> </ul>	<p>●支援プラン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①食糧支援(貸付が入金するまでの期間)</li> <li>②家賃助成申請(住居確保給付金)</li> <li>③就職活動時の生活資金貸付(臨時特例つなぎ資金)</li> </ol>

<p>例つなぎ資金及び総合支援資金を利用しながら、新しい仕事を探すプランを作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時特例つなぎ資金が入金されたが、本人は半ば自暴自棄になっており、お金をパチンコに使いきってしまう可能性があったため、入金日に金融機関とスーパーへ同行し、当面の食料を一緒に購入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④就職活動支援</li> <li>⑤家計相談（入金日に食料購入支援）</li> <li>⑥国保料分納申請</li> </ul>
<p><b>H27.5 就労支援，就職決定，就労定着支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一緒に求人誌を見て新しい仕事を探す。当初、長年勤めていたドライバーの仕事強く希望していたが、本人の年齢等を理由に面接を受けても採用されることがなかった。就労準備支援事業（就労準備支援担当者）の協力を得て、地域の「生きがいしごとサポートセンター」へ同行していただき、紹介された警備会社の面接を受け採用になる。</li> <li>・研修初日、最寄駅までは行ったものの、無断欠勤。本人に強い不安が見られたため、翌日から研修終了までの4日間、研修会場入口まで同行支援を行った。研修は無事終了し、試用期間を経て本採用になった。</li> <li>・月に2回の給料や年金の入金日には銀行やスーパーに同行し、必要な支払いや食料品の購入を一緒に行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家賃助成利用</li> <li>②就職活動時の生活資金（総合支援資金）</li> <li>③就労継続支援（職場同行支援）</li> <li>④家計相談（入金日に食料購入支援）</li> </ul>
<p><b>H27.9 就労定着により，終結</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事や職場にも慣れ、定着の見通しが立つ。また、給料を週払いに変更してもらったことで、金銭管理が容易になり、各種支払いも滞りなく行えるようになった。</li> </ul>	<p>終結→フォローアップ （定期的な見まもり支援）</p>
<p><b>●支援の効果</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金、総合支援資金を利用したことで、失業中も住宅を失う恐れがなくなり、生活費も確保することができました。</li> <li>・本人はドライバーの仕事強く希望していたが、比較的高齢者向けの求人が多い警備を一度経験することで、再就職することができました。</li> </ul>	
<p><b>●支援を通じた地域課題等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的・経済的に追い詰められている時ほど、本ケースのようにパチンコや飲酒に依存してしまうケースが多いため、中高年の男性が気軽に集えるような居場所の創設が必要。</li> </ul>	

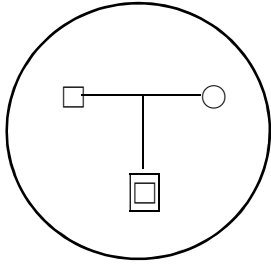
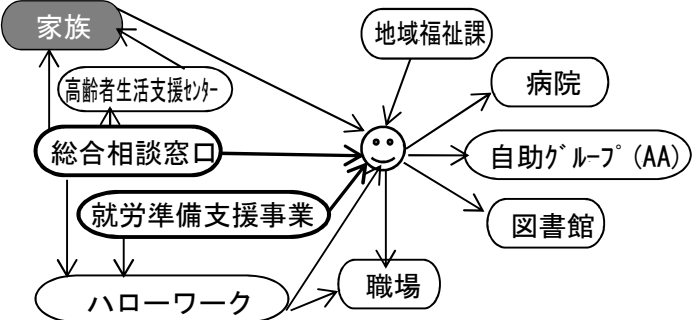
## 事例2 『社会的孤立からの脱却, 社会参加支援』

●事例の概要	
<p>30代男性Bさん。家族と同居。中学時代から「いじめられ体験」があり、クラスに馴染めず高校1年で退学後、大検を経て、大学卒業。その後1年スーパーで働くが、人間関係がうまくいかずに退職。</p> <p>日中はゲームをして過ごして、家から出ないがコンビニに行くことはできる。自分から進んで会話に入ることはないが、話しかけられたら会話はできる。</p>	
●ジェノグラム	●エコマップ
	 <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源</p>
●インテーク・アセスメント時の本人の課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事をしたいが、働く意欲がわからない。</li> <li>・ 対人関係が苦手な働く自信がない。</li> <li>・ 「いじめられ体験」から心が折れやすい。</li> <li>・ 人や社会と関わることがない。</li> <li>・ 仲間を作りたい。</li> <li>・ 居場所が欲しい。</li> </ul>	
●支援の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動を通して人と交流する。</li> <li>・ 社会参加を通して役割を持つ。</li> </ul>	
●支援経過	●支援プラン
<p><b>H27.4 父と共に、本人が総合相談窓口に来所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の困りごとについて聴き取りを行う。「働く」イメージを考える。本人の希望で障がいサービスの就労支援を見学し、利用を検討するが、利用条件が合わなかった。しかし、一般就労は人間関係などに自信がなく、踏み込めない。</li> <li>・ ボランティア等で社会参加の経験を積みながら就労を目指すことになる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① (本人と) 定期面談</li> <li>② 両親それぞれと面談</li> </ol>



<p><b>H27.6 定期面談後に作業ボランティア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談後に事務作業の手伝いを依頼すると、快く応じたため、毎回、面談後に手伝っていただくようになる。事務作業中における会話では、面談中には聞かれないような本人の気持ちを知ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期面談</li> <li>②面談後に事務作業を手伝う</li> </ul>
<p><b>H27.9 若者サポートセンターや若者相談センターの見学</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談を重ね、外部への関心が高まったため、若者サポートステーションや若者相談センターが行っている茶話会の見学に行く。若者サポートステーションは、就労を目指す自信がないため、つながらなかったが、若者サポートセンターの茶話会には不定期ではあるが通うようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期面談</li> <li>②面談後に事務作業を手伝う</li> <li>③居場所を探し通う</li> </ul>
<p><b>H27.12 地域のボランティアに参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談後の事務作業の延長として、本人の住まいの地区にある福祉施設の喫茶ボランティア活動や地区福祉委員会の軽作業ボランティアの体験に行く。ボランティア自体は単発のものであったが、ボランティア活動への関心が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就職活動支援</li> <li>②面談後に事務作業を手伝う</li> <li>③茶話会に参加する</li> <li>④地域のボランティア活動を体験する</li> </ul>
<p><b>●支援の効果</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と接することが増えた。</li> <li>・人に感謝され、自己肯定感が向上した。</li> </ul>	
<p><b>●支援を通じた地域課題等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同年代の若者が集う場が少なく、限られたコミュニティになってしまう。自身の悩みや課題を共有できるような自助グループの創設が必要。</li> <li>・就労の自信を構築するための就労準備支援事業を利用する前段階として、まず社会参加をする居場所が少ないため、身近に通える居場所の創設が必要。</li> </ul>	

事例3 『就労準備支援事業利用事例』

<p>●事例の概要</p> <p>40代男性。家族と同居。高校卒業後就職したが、転職を繰り返した。いずれも職場での人間関係に悩んだ結果の退職だった。20代半ばから多量の飲酒をするようになり、幻覚・幻聴・妄想等の症状が現れ、アルコール依存の入院歴も複数回あった。平成26年半ばまでは、ほぼ継続して就労出来ていたが、その後は体調不良で次第に自室にひきこもるようになり外出さえもしなくなった。</p> <p>家族に促され、自ら総合相談窓口へ訪れた。相談時は断酒中。主訴は、「働いて一人暮らしがしたい。」しかし、「働く自信がない。」また、精神科通院も途絶えたままであった。家族からは、「早く自立して出て行ってほしい。」と言われていた。</p>	
<p>●ジェノグラム</p> 	<p>●エコマップ</p>  <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源。</p>
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションを図り関係性を構築することが苦手。</li> <li>・睡眠障がい、声や表情に変化がない等抑うつ症状が見られる。</li> <li>・記憶や計算に困難さを感じている。アルコールによる脳の萎縮が原因と思われる。</li> <li>・就労継続の失敗体験が残っており、再び就職する自信がない。</li> </ul>	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科への通院を優先。</li> <li>・断酒継続のために自助グループ(AA)へ通う。</li> <li>・通院やAAと並行して、図書館を利用しながら、生活リズムの確立と体力作りに取り組む。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の取得も視野に入れて、就労支援を行う。</li> <li>・転職・ブランクが多いため、履歴書や職務経歴書の作成には丁寧に取り組む。</li> <li>・ハローワークには強い不安と拒否があるため、その利用の必要性の理解を得ること。また、利用時には同行することとする。</li> </ul>	
<p>●支援経過</p> <p>H27.4 家族に促され、本人が総合相談窓口に来所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の困りごとについて聴き取りを行う。「古いことは</li> </ul>	<p>●支援プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①精神科通院の再開</li> <li>②AA通所</li> </ul>

<p>覚えているが、直近のことが思い出せない。」等が日常的にあり、入院時に脳の萎縮を指摘されたこともある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今すぐにでも家を出たい。」ので、働かないといけない。そのため、就労準備支援事業の利用を希望。就労準備支援担当者も面談に加わる。</li> </ul>	<p>③体力作り</p>
<p><b>H 2 7 . 6 通院の再開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科通院を相談支援員が同行し、再開。自立支援医療の申請も行う。</li> <li>・主治医の勧めもあり、自助グループ(AA)へ通所。</li> <li>・就職活動に向けて履歴書と職務経歴書の作成に取り掛かる。</li> <li>・体力作りのために、ウォーキングを勧める。自宅から程良い距離にある図書館の利用を提案。</li> </ul>	<p>①断酒継続のため AA 通所 ②履歴書作成 ③体力作り</p>
<p><b>H 2 7 . 7 就職活動支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医より就職活動の許可が出たため、履歴書と職務経歴書を持参して、就労準備支援員がハローワークへ同行した。ハローワークの『生活保護受給者等就労自立促進事業』に参加することで、いつも同じ担当者が対応してくれることになり、本人の不安もかなり解消された様子だった。</li> </ul>	<p>①断酒継続のため AA 通所 ②就職活動支援 ③体力作り</p>
<p><b>H 2 7 . 8 就職決定により、終結</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークから紹介された求人に応募し、1社目で正社員採用が決定した。</li> <li>・給料が入るようになると、家族との関係修復のためにも毎月家計へも入れる心づもりでいると打ち明けてくれた。</li> </ul>	<p>終結→フォローアップ (定期的な見まもり支援)</p>
<p><b>●支援の効果</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職して収入を得られるようになって、家族との関係も改善された。</li> <li>・ひきこもりで社会的孤立状態であった人が、就労によって自信を回復。真面目に職務に励み、各種の資格を取得。職場でも頼られる存在にまでなっている。</li> </ul>	
<p><b>●支援を通じた地域課題等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と同居することで、稼働年齢層の生活困窮が潜在化してしまっている。</li> <li>・高齢の家族に対する同世代の居場所の紹介等の支援が必要である。特に定年後の男性が利用できる社会資源について、高齢者生活支援センターと連携することになったが、さらにその協働性を高める必要がある。</li> </ul>	

## V 事業推進体制

### 1 芦屋市生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム

平成26年度に、生活困窮者自立支援法施行後に、市内の横断的・包括的な支援に活用できるよう、関連各課の対応の現状等を集約し、生活困窮者の「早期発見」のツールとなる「窓口対応・相談支援ガイドライン」の作成等を行うため、芦屋市生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チームを設置しました。

#### ● 構成員と所属

17名（リーダー1名、班員16名）8部 17課（主幹1名 係長9名 課員7名）

企画部	お困りです課
総務部	債権管理課
市民生活部	男女共同参画推進課
	経済課
	保険課
	上宮川文化センター
	環境課
福祉部	地域福祉課
	生活援護課
	障害福祉課
	介護保険課
こども・健康部	こども課
	健康課
都市建設部	住宅課
上下水道部	水道管理課
教育委員会	学校教育課
	青少年育成課

#### ● 設置期間

平成26年10月27日～平成27年3月31日まで

#### ● 活動状況

時期	検討内容
第1回 平成26年10月27日（月） 午後2時～4時	・プロジェクト・チームの進め方 ・福祉部内プロジェクトチームの実践報告 ・新制度の趣旨説明、意見交換会
第2回 平成26年11月17日（月）	・先進市視察報告（高知市・丸亀市） ・各課で把握している新制度の対象者（おそれのあるかた）の抽出

午後 2 時～4 時	数・背景について共有 ・意見交換
第 3 回 平成 26 年 12 月 4 日(木) 午後 1 時～3 時	・事例検討(構成員より提出された事例について) ・意見交換(必要な支援等について)
第 4 回 視察報告会 平成 27 年 2 月 4 日(水) 午後 1 時～3 時	・先進市視察報告(野洲市・箕面市・堺市) ・意見交換(先進市の工夫点や本市に活用できる内容の共有)
第 5 回 人事課研修 平成 27 年 2 月 10 日(火) 午前 10 時～12 時	講義「生活困窮者自立支援法について」 講師：神戸学院大学 藤井教授 ・構成員による活動報告
第 6 回 平成 27 年 3 月 26 日(木) 午後 1 時 30 分～	・先進市視察報告(大津市) ・窓口対応・相談支援ガイドライン(案)の協議 ・意見交換

●芦屋市権利擁護フォーラム

時 期	名 称
平成 27 年 2 月 21 日(土) 午後 1 時～4 時 30 分 芦屋市保健福祉センター	芦屋市権利擁護支援フォーラム 「はたらく」をかたちに！～地域で取り組む生活困窮者支援～

●構成員による活動

時 期	名 称
平成 27 年 3 月 12 日(木) 午後 1 時 30 分～4 時 芦屋市保健福祉センター	住民税・国民健康保険合同研修会 講師：プロジェクト・チーム構成員(保険課・債権管理課) 課税課(市民税係)職員・保険課(保険係)職員

●関係機関等との協議の場の設定(生活困窮者支援の仕組みづくりに向けて)

時 期	名 称
平成 27 年 3 月 24 日(火) 午前 10 時～12 時	「芦屋市における生活困窮者支援を考える」 地域・関係機関※・行政・社協との意見交換会

※関係機関

分 野	関係機関名
地域支援	民生児童委員協議会

就労支援	ハローワーク西宮, 障害者就業・生活支援センター
障がい者支援	基幹相談支援センター
高齢者支援	高齢者生活支援センター (基幹業務担当)
医療	芦屋市医師会
司法	弁護士 (芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員)
権利擁護支援	権利擁護支援センター
若者支援	アサガオ(若者相談センター)

### ● 広報・啓発活動

啓発方法	内容
リーフレットの配布	新制度のご案内, 相談支援の流れ, 実施(予定)事業名の掲載
広報チャンネル (3/16~3/31 放映)	・ 制度の趣旨説明 (事務局) ・ プロジェクト・チームの感想 (保険課, 環境課, 水道管理課職員)

### ● まとめ・考察

プロジェクト・チームの活動により, 構成員の制度に対する理解が少しずつ進み, 対象者像のイメージや所管課での対応方法を検討した結果, 「制度」に「対象者の生活」を合わせるのではなく「対象者の生活上の困りごと」に, 「どのような支援が必要であるか」を考えることが, この制度の根幹にあると共有できたことが大きな成果であった反面, 対象者の生活再建を目的として支援を進める際には, 一時的な税の徴収緩和を検討する事例等が発生することも想定され, 庁内において「利益相反」となる事例にも対面しなければならなくなるということについても, 改めて共通理解できました。

また, 「生活困窮者」の多くは, 複合的な課題を抱えており, 経済的困窮の背景として社会的孤立, 社会からの排除が重なるケースも多いと考えられていることから, 「複合的な課題」への対応は, 利益相反関係となる部署も含めた行政, 関係機関, 自立相談支援機関が協働で, 中長期的に関わり, 対象者の自立生活の獲得に至れば, 本市における生活困窮者の支援システムの構築に向けた第一歩となることを理解することができました。

## 2 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

別紙資料○「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置。

### <目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について, 関係機関等が連携し, 情報共有を行うとともに, 支援に必要なネットワークを構築するため。

### <設置日>

平成28年1月18日

### <構成員>

別紙資料○「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照。

<開催日>

平成28年1月18日（金）午後1時30分～4時

<協議内容>

- ①平成26年度の生活困窮者自立支援制度施行に向けた取組について
- ②生活困窮者自立支援制度について
  - ・制度の概要について
  - ・実践報告 報告者：日置 真世 氏  
(NPO 法人地域生活支援 ネットワークサロン理事兼事務局顧問)
- ③平成27年度の取組状況について
- ④生活困窮者自立支援制度に関する連携等について
- ⑤その他

<協議結果>

協議会内で、取組状況を共有したうえで、現在の取組から、生活困窮者支援を推進するうえでの課題が、以下3つに整理されました。

課題① アウトリーチの課題を含め、潜在的な相談者をどうつなぐか

課題② 関係性の構築が難しい方たちをどのように繋ぎ止めるのか

課題③ 相談を受けた先に活用できる社会資源の開発を含め地域づくりをどう行うか

また、これらの課題の解決に向けた取組について、課題①と課題②に対しては、総合相談連絡会を活用し、連絡会にて、連携の仕組みを強化するような話題や、アウトリーチをどのように実現していくのかということを取り上げてはどうかと提案を受けました。

さらに、課題③に対しては、社会との関わりを持つことに自信が持てない方等には、まずは地域に一步出ていく場所として、最初はそこに居て良いという感じから、次に自分たちで何が良いかを考えるステップが踏める場が必要ではないかとの助言をいただきました。

これらの議論をふまえ、本市において、そのような居場所の在り方等を協議する場として、専門部会を設置することとなりました。

### 3 居場所づくりに関する専門部会

<設置経緯>

生活困窮者自立支援協議会での協議をふまえ、本市の実情に応じた居場所の在り方や活用について協議をする場として、生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱第7条に基づき設置。

<構成員>

別紙資料○「生活困窮者自立支援推進協議会 居場所づくりに関する専門部会会員名簿」を参照。

<開催日>

平成28年2月26日（金）午前10時～12時

#### <協議内容>

- ① 生活困窮者自立支援制度について
  - ・生活困窮者自立支援推進協議会での協議内容について
  - ・制度の概要について
  - ・平成27年度の取組状況について
- ② 各機関等での取組状況等について情報共有及び意見交換
- ③その他

#### <協議結果>

各専門部会員より、部会員が所属する機関等の取組において、居場所に関連する事業について共有をし、別添資料〇「居場所に関連する事業等のリスト」を作成しました。

今後は、この度共有した既存の居場所の活用等について協議を行っていくこととしました。

## 4 総合相談連絡会

#### <目的>

総合相談連絡会は、福祉センター開所時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認（つながり先が正しかったか、つながったか）を行っています。また、各種相談窓口の担当者同士の意思疎通を図る役割も担っています。

そして、平成27年度からは、自立相談支援事業を広く知ってもらうため、継続ケースの経過報告も行っています。

#### <実施状況>

開催日：毎月第2金曜日 16:00～17:00

参加機関：12機関（福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、地域福祉課、高齢者生活支援センター、障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社協、若者相談センター）

#### <平成27年度の成果と課題>

##### ●成果

- ・他機関から他のサービスの活用やつながり先のアドバイスがもられた。
- ・自立相談支援事業の役割が周知でき、紹介されることが増えた。

##### ●課題

- ・連絡会に参加する各窓口の担当者が毎月交代するため、協議したい内容の継続性の確保が難しく、他機関協働の仕組み作りまでは出来ませんでした。
- ・「総合相談窓口」からの報告や説明が多く、双方向での意見交換にまで発展できず、地域課題の共有まで出来ませんでした。



## 5 事例検討会

### <目的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置する。

### <実施状況>

開催日：奇数月（平成27年11月～）

参加者：阪田憲二郎先生（神戸学院大学 准教授）・総合相談窓口・社会福祉協議会・芦屋市地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

### <平成27年度の成果>

#### ●成果

支援が膠着していたケースに対して、アセスメントの再確認や支援の方向性についてアドバイスが有り、前進した。

#### ●課題

事例の選定に迷い、時間を要したことで、ケースに携わる関係機関と日程が合わなかったことや、事例検討会の目的が伝わっていなかったため、関係機関の参加が少なく、アセスメントや支援方針の共有には至りませんでした。

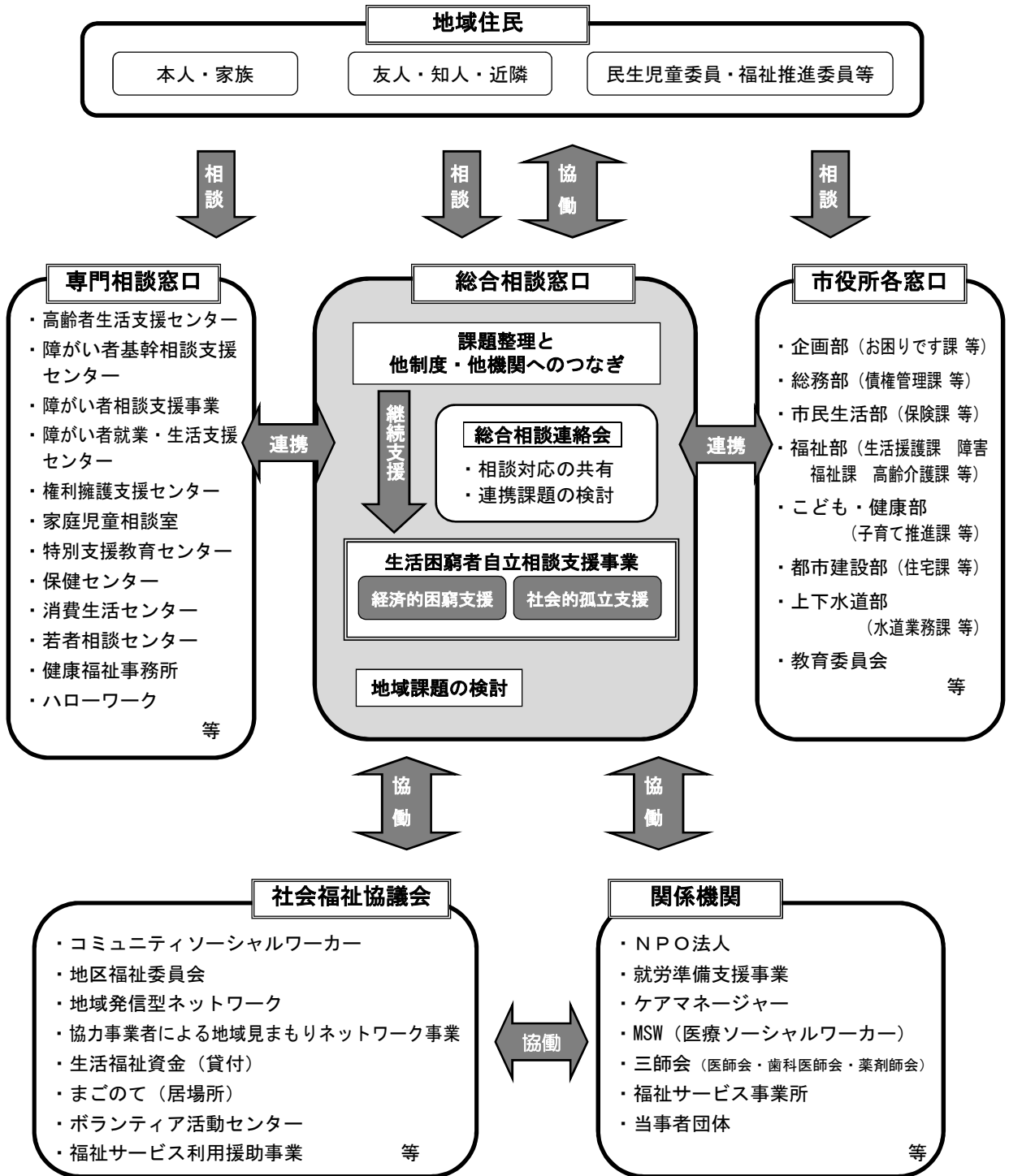
## 6 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会の発足に向けた取組

### <経緯>

平成27年2月より、生活困窮者自立支援法の施行を見据え、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・篠山市（以下、「阪神地区等」とする。）の各市での法施行に向けた取組状況の共有を目的に、各市の担当者が集まる会を有志で開催していました。

法施行後も引き続き、阪神地区等各市の取組状況の共有を行うなかで、中間的就労の場や、ひきこもりの家族の会などの社会資源は、市域を限定せず、広域で活用することで、より効果的に支援を行える可能性があるとの共通認識がうまれました。また、行政の担当者のみで集まるのではなく、事業の委託先の職員も含めて、情報共有や研修会を実施することで、生活困窮者自立支援制度に従事する者の資質向上を図ることができるのではないかと考えに至りました。そこで、これまでは有志で集まっていたが、会の位置づけを明確にし、会の継続性や効果的な運用を担保できるよう、「阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会規則」を定めることとし、各市の担当者とともに、作成に取りかかり、平成28年4月1日より施行することとしました。

7 総合相談窓口の関係図



## VI 芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題（作成中）

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会長 平野 隆之

## **VII その他**

### **1 広報啓発**

#### (1) 広報誌

平成27年	4月	「広報あしや」(市内全域)
平成27年	4月	「社協だより」(市内全域全戸配布)
平成27年	7月	「福祉センターだより」(市内全域全戸配布)
平成28年	1月	「地区福祉だより 陽だまり」(宮川地区全戸配布)
平成28年	2月	「もく」(メンタルサポートセンター機関紙)
平成28年	3月	「地区福祉だより ひまわり」(打出浜地区全戸配布)

#### (2) ホームページ

平成27年	4月	芦屋市公式ホームページに生活困窮者自立支援制度の案内ページを掲載
平成27年	4月	社協ホームページに「総合相談窓口」サイトオープン

#### (3) チラシ・リーフレット作成

平成27年	4月	行政窓口, 市内関係相談機関窓口等への配布および周知依頼
-------	----	------------------------------

#### (4) 説明会等

平成27年	4月	福祉部新任職員向け研修 芦屋市介護サービス事業者連絡会
平成27年	7月	福祉推進委員全体研修
平成27年	9月	若葉町7番自治会
平成27年	10月	権利擁護支援者養成研修
平成28年	1月	人権推進協議会
平成28年	1月	岩園地区福祉委員会
平成28年	2月	兵庫県内市区町社協事務局長勉強会
平成28年	3月	平成27年度権利擁護フォーラム 「『孤立』させない『孤独』にさせない地域をめざして ～ちょっとおせっかいな私たち～」

### **2 近隣市との情報交換会等**

平成27年	5月	阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
平成27年	6月	阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
平成27年	10月	第1回 自立相談支援事業実施社協情報交換会
平成28年	3月	第2回 自立相談支援事業実施社協情報交換会

### **3 職員研修**

平成27年	8月	平成27年度 家計相談支援研修 (主催: 兵庫県社協)
平成27年	10月	「社協・生活支援活動強化方針」推進セミナー (主催: 全国社協)

平成27年11月 平成27年度 法テラス兵庫地方協議会（主催：法テラス兵庫）  
平成28年 3月 よりそいホットライン報告会（主催：社会的包摂サポートセンター）